

## 佐賀県告示第百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十三年四月十二日

佐賀県知事 古 川 康

### 一 施行者の名称

佐賀市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

佐賀都市計画下水道事業 佐賀市公共下水道（佐賀地区、大和地区、諸富地区及び川副地区）

### 三 事業施行期間

#### (一) 佐賀地区

昭和四十七年三月八日から平成三十一年三月三十一日まで

#### (二) 大和地区

平成十三年一月十七日から平成三十一年三月三十一日まで

#### (三) 諸富地区

平成十四年三月十三日から平成三十一年三月三十一日まで

#### (四) 川副地区

平成十年十一月十一日から平成三十一年三月三十一日まで

## 四 事業地

### (一) 佐賀地区

#### ア 収用の部分

変更なし

#### イ 使用の部分

変更なし

(二) 大和地区

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

平成二十一年佐賀県告示第三百八十三号の事業地のうち、佐賀市大和町大字梅野字都渡城、大字久池井字一本松並びに大字尼寺字市ノ江及び字四本松地内における事業地を変更する。

(三) 諸富地区

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

平成二十一年佐賀県告示第三百八十三号の事業地のうち、佐賀市諸富町大字大堂字太田分、大字徳富字橋津及び字本村並びに大字為重字三重分屋敷田地内における事業地を変更する。

(四) 川副地区

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

平成二十一年佐賀県告示第三百八十四号の事業地に佐賀市川副町大字福富字東古賀、字二本黒木、字三本黒木、字一本谷、字二本谷、字四本谷、字一本松、字三本松及び字四本松、大字南里字中古賀分、字一本黒木、字二本黒木、字三本黒木、字一本谷、字二本谷、字三本谷、字四本谷、字五本谷、字東南里屋敷田、字西南里屋敷田、字一本杉、字二本柳、字一本松、字三本松、字五本松、字坂井、字坂井屋敷、字一本榎、字三本榎及び字野々古賀、大字西古賀字西古賀、字屋敷田、字四本松、字五

本松、字松、字一本谷、字二本谷、字三本谷、字四本谷、字津方、字船津、字佐房、字龍王、字四本柳及び字柳、大字小々森字新村、字一本松、字二本松、字久町、字廣江裏田、字廣江、字五本柳、字西築籠、字鰻江搦、字四郎兵工搦、字川端搦、字園田籠一角、字谷、字二本谷、字三本谷、字四本谷、字五本谷及び字道免、大字鹿江字五反籠、字平次郎籠二角、字四反田籠二角、字園田籠一角、字北綱場籠及び字波佐古並びに大字犬井道字宗三搦、字太左工門搦、字新御舩搦、字庄右工門搦、字寛喜搦、字二人搦、字中右工門搦、字忠八搦、字伝兵工搦及び字万才搦を加え、佐賀市川副町大字鹿江字東大籠、字大綱場籠及び字南綱場籠、大字早津江字二本松、字四本松及び字三本杉並びに大字犬井道字呉服、字戸ケ里、字大道久、字斉藤搦及び字大野地内において事業地を変更する。